

利府町コミュニティセンター指定管理者業務仕様書

利府町コミュニティセンター（以下「センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、本仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 名称 | 利府町コミュニティセンター |
| (2) 所在地 | 利府町森郷字柱田26番地8 |
| (3) 設置年月 | 昭和62年2月 |
| (4) 建物概要 | 敷地面積 710.3㎡
建築面積 582.3㎡
大会議室 (床面積139.92㎡、収容人数約110名)
小会議室 (床面積59.42㎡、収容人数約50名)
和室(大) (床面積60.4㎡、収容人数約40名)
和室(小) (床面積35.7㎡、収容人数約20名)
展示コーナー、倉庫、湯沸室 |

3 管理運営業務内容

- (1) 施設申請の受付及び許可に関すること。
- (2) 施設使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) 施設の維持管理に関すること。

センター等の適正な運営のため、指定管理者は次の設備等に関する保守管理を行うこと。(保守点検等業務に係る詳細は、別表のとおりとする。)

4 施設の利用基準

開場時間	8：45～21：15	施設利用開始時間	9：00
		利用終了時間	21：00
休館日	年末年始（12月28日から翌年1月4日）		

使用区分／使用時間	使 用 料		
	午 前	午 後	夜 間
大会議室	1,630円	1,630円	1,630円
小会議室	1,100円	1,100円	1,100円
和室（大）	1,100円	1,100円	1,100円
和室（小）	530円	530円	530円
全館	3,830円	3,830円	3,830円

5 管理基準

（1）運営方針

本施設は、コミュニティづくりを推進することを目的に設置している施設であり、適切で効率的な管理運営に努め、施設利用者に十分配慮すること。

（2）開館時間及び休館日

①開館時間 午前9時から午後9時まで。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

②休館日

ア 年末年始 12月28日から翌年1月4日まで

イ その他町長が必要と認めるとき

（3）施設の利用の制限に関する事項

利府町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和61年利府町条例第16号。以下「センター条例」という。）第7条に定める場合は、利用の制限をすることができる。

（4）法令等の遵守

センターの運営管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令等に基づかなければならない。

①地方自治法（昭和22年法律第67号）

②センター条例

- ③利府町コミュニティセンターの管理及び運営に関する規則（昭和62年利府町規則第1号）
- ④利府町個人情報保護条例（平成17年利府町条例第19号）
- ⑤利府町行政手続条例（平成9年利府町条例第23号）
- ⑥利府町情報公開条例（平成11年利府町条例第1号）

6 経費等について

センターの利用料金については指定管理者の収入とし、町からの指定管理委託料を併せて管理運営にかかる経費に充てるものとする。

なお、指定管理委託料については、事業計画書及び収支予算書を参考に町と指定管理者の間で協議し、町の予算の範囲において定めるものとする。

利用料金の額は、指定管理者がセンター条例第8条第2項の別表に定める額の範囲内で町の承認を得て定めるものとします。また、利用料金の減免については、あらかじめ町の承認を受けた基準により、利用料金の減免を行うものとする。

（1）経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日）毎に指定管理者の請求に基づき支払うものとする。なお、支払時期や支払い方法については協定で定める。

（2）事業報告等

会計年度終了後、30日以内に事業報告を行うこと。また、管理業務及び経理状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求める場合がある。

（3）検査について

町は、必要に応じて施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行う。

（4）備品の管理等

利府町が所有する施設備品は、利府町財務規則（平成13年利府町規則第11号）に基づき適切に管理を行うものとする。備品等の経年劣化や毀損滅失の場合については、指定後協議する。

指定管理者が指定管理料又は利用料金の収入で購入した備品は、原則として町の所有物とする。このため、指定管理者の所有物品として購入するもの（指定管理料又は利用料金の収入で購入することができないと認められるもの）は、あらかじめ町と協議の上、購入するものとする。

7 指定管理者と町の責任分担

指定管理者と町との責任分担は、原則として次に定めるところによることとする。責任分担の詳細については、協議の上、協定に定める。

項 目	指定管理者	町
施設（建物、構築物、機械装置等）の保守点検	○	
施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む）	○	
安全衛生管理	○	
事故、火災等による施設の損傷（事案による）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（事案による）	○	○
包括的な管理責任		○

8 賠償責任

センターの管理運営を行うにあたり、指定管理者の行為が原因で利用者に損害を与えた場合は、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条の規定により、施設の設置者である町が賠償責任を負う。ただし、町は、町が負ったその賠償について指定管理者に対して請求を行うことができる。

9 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

別表

利府町コミュニティセンター管理保守点検等業務

項 目	必要管理項目	備 考
電気保安管理業務	定期点検	年 6 回
機械警備業務	警備業務	通年
清掃業務	定期清掃	年 4 回
消防設備業務	定期点検	年 2 回
自動ドア保守点検	定期点検	年 3 回
植栽選定業務		年 1 回
小破損の修繕	施設の修繕	必要に応じて